



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	『全上古三代秦漢三國六朝文』の編纂と孫星衍幕府：幕主の金石資料とその交友關係を中心に
Author(s)	水上, 雅晴; MIZUKAMI, Masaharu
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 119, 右17-右59
Issue Date	2006-07-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/14494
Type	departmental bulletin paper
File Information	119_r17-r59.pdf



『全上古三代秦漢三國六朝文』の編纂と孫星衍幕府

——幕主の金石資料とその交友關係を中心に——

水 上 雅 晴

問題設定

筆者は先に清の嚴可均（一七六二—一八四三）が編纂した『全上古三代秦漢三國六朝文』（以下、『全上古』と略稱）の成立状況について考察を加えた。⁽¹⁾『全上古』は上古から隋に至る期間に著された文章の總集であり、『全上古三代文』『全秦文』『全漢文』『全後漢文』『全三國文』『全晉文』『全宋文』『全齊文』『全陳文』『全後魏文』『全北齊文』『全後周文』『全隋文』『先唐文』の諸書によって構成されている。七百四十六卷から成るこの總集の編纂状況に着目したのは、一介の貧士たる嚴氏が何故、獨力でこの大部な總集を完成させることができたか、その原因を説明するためであり、作業を開始した嘉慶十三年（一八〇八）から十年程度滞在していたと思われる孫星衍幕府にあった學術情報

をどのように利用したかを検討の中心とした。考察の結果、嚴氏が幕主の質量ともに充實していた藏書、それに幕主が校刊した多數の書物を十分に活用したことが判明した。とりわけ後者からは、自身を含む幕友が輯佚・校勘した成果を取り込むことができ、それらを利用することで『全上古』を獨力で編纂するだけの作業効率を得られたこともわかった。

右の考察によって、清代の幕府が持っていた學術機能の一端、すなわち學術事業を企畫する幕主のみならず、その實務作業に従事する幕友も、幕府内にある學術情報を利用して研究成果を擧げることが可能であった、ということが明らかになった。しかし舊稿では、その結びにおいて「紙數の制限から、孫星衍（一七五三〜一八一八）所藏の金石資料や孫氏の交友關係を論じる餘裕が無かった。管見によると、この二つの要素も嚴可均が『全上古』編纂する上で有利な條件を提供している」と斷った通り、孫星衍所藏の金石資料や孫氏の交友關係と、嚴可均の『全上古』編纂との關わりについて論じる暇がなかった。

『全上古』において取材の対象とされているのは冊子體の書物だけではなく、金石資料も多數利用されており、調べてみると、「拓本」「碑本」を典據として提示されている文章の數は二百十八種にも上る。金石資料は、碑帖(三)という形で刊行されて廣く流通しているものもあるが、『全上古』で使われているものには、既に原碑等が失われていて入手が困難な資料も少なくない。寒士の嚴可均はどのようにしてこれらの資料を参照できたのであろうか。やはり孫星衍幕府にあった學術情報を利用したのであろうか。この疑問に答えるため、孫氏がどの程度、金石資料を持っていたか、それらが『全上古』に實際に使われたか、およびその入手と孫氏の交友關係との關連について考察を加えることにする。考察を通して、清代の幕府が持っていた學術機能がこれまでより具體的に明らかになることであらう。

なお、本稿で用いる『全上古』は、廣雅書局刊本を影印した中華書局本（一九五八年初版）であり、引用に際しては読者の検索の便を考え、同書における所載頁を括弧内に算用数字にて表示する。

一、『全上古』における金石資料、特に金文資料利用の實態

『全上古』における金石資料の利用は、碑帖類に模刻された資料を通した間接的利用の場合と、青銅器・石碑の拓本を通した直接的利用との二つに分けられる。本節では、『全上古』における碑帖類と金文資料の利用状況に關して、孫星衍の收藏状況を踏まえつつ検討を加える。石刻資料については次節以降で取り上げることとする。

（イ）『全上古』における碑帖類の利用

金石に刻された銘文を集めて冊子體に仕立てた碑帖を刊行することは宋代に始まっており、歐陽脩『集古錄』、呂大臨『考古圖』、薛尚功『歷代鐘鼎彝器款識法帖』、洪适『隸釋』『隸續』等が代表的な成果として擧げられる。『全上古』の中では、これらを利用した文章の収集作業が行なわれている。たとえば、『全後漢文』卷六、安帝「賜豫州刺史馮煥詔」(505)は、『隸釋』卷十五からの轉引であるし、『全後漢文』卷七、順帝「册袁良爲梁相」(509)も『隸釋』卷六「國三老袁良碑」からの節録である。また、『全後漢文』卷九十八、闕名「南安長王君平鄉道碑」(938)は、『隸續』卷十一からの轉引であり、卷九十九、缺名「郎中王政碑」(1004)は、『隸續』卷一からの轉引である。

洪适以外の碑帖類では、『全上古三代文』卷十一「齊鐘銘」(16)では、典據表示が「鐘鼎款識。又考古圖」となっ

ていて、薛尚功『歷代鐘鼎彝器款識法帖』卷七「齊侯鐘」、それに王黼『重修宣和博古圖』卷二十二「周齊侯鐘一」～「四」を参照して構成された釋文が提示されている（恐らく嚴可均の典據表示「考古圖」は「博古圖」の誤記）。さらに、『全上古三代文』卷十四、闕名「三大比干墓銅盤銘」（100）は、王侁『嘯堂集古錄』からの轉引である。¹³³⁾

右に挙げた諸例は、銘文が刻されている碑石や青銅器が失われているため、既に流通している碑帖類から必要な部分を切り取って来たものと考えられる。これらの場合については典據が明示されているので、嚴氏が利用した資料を突き止めるのも容易である。『全上古』における通常の文獻資料の提示の際、孫星衍の藏書が縦横に利用されていることは、舊稿での考察を通して既に明らかとなっており、そこで孫氏の藏書目録を繙くと、金石關係の資料が少なからず著録されていることに氣がつく。すなわち、『孫氏祠堂書目』内篇三「金石第八」には、金石資料が六十五種著録されている。許宗彦（一七六八～一八一八）によつて、「吾が友淵如觀察、尤も是の學を好み、收藏最も夥し」（『平津讀碑記』序）と評されている孫星衍（淵如はその字。「觀察」は、在官中の最高官位たる山東督糧道の古名）は、當然のことながら、多數の金石學關係の圖書を收藏していた。これらの中、現に『全上古』で利用されていることが確認できるのは、十七種ある。利用されている書名とその初出箇所を示すと以下の通り。

- 01 梁・陶弘景『刀劍錄』（『全漢文』卷六十、王莽「劍銘」。456）
- 02 陳・虞荔『鼎錄』（『全上古三代文』卷十三、闕名「金華山鼎銘」。93）
- 03 北宋・歐陽脩『集古錄』（『全隋文』卷三十、闕名「隋上柱國梁州刺史陳茂碑」。4197-98）
- 04 北宋・呂大臨『考古圖』（『全上古三代文』卷十二、闕名「齊鐘銘」。91）

- 05 北宋・王俅『嘯堂集古錄』（『全上古三代文』卷十四、闕名「比干墓銅盤銘」。100）
- 06 北宋・王黻等『宣和博古圖』（『全上古三代文』卷十二、闕名「楚卬仲嬭南和鐘銘」。92）
- 07 北宋・薛尚功『歷代鐘鼎彝器款識法帖』（『全上古三代文』卷十一、闕名「許子將鐘銘」。90-91）
- 08 北宋・董道『廣川書跋』（『全後漢文』卷百六、闕名「漢陽太守碑」。1045）
- 09 南宋・洪适『隸釋』（『全後漢文』卷六、安帝「賜豫州刺史馮煥詔」。505）
- 10 南宋・洪适『隸續』（『全後漢文』卷九十七、闕名「騶氏鏡銘」。997）
- 11 南宋・姜夔『絳帖平』（『全晉文』卷二十五、王羲之、雜帖。1601）
- 12 元・陶宗儀『古刻叢鈔』（『全後漢文』卷九十七、闕名「討羌符」。996）
- 13 明・都穆『金薤琳琅』（『全隋文』卷十四、虞世基「左衛大將軍左光祿大夫姚恭公墓誌銘」。4096-97）
- 14 明・趙燠『石墨鐫華』（『全隋文』卷三十、闕名「隋邛州刺史安喜公李使君碑」。4199-200）
- 15 清・顧炎武『金石文字記』（『全後漢文』卷百六、闕名「秦君碑」。1045）
- 16 清・畢沅『中州金石記』（『全北齊文』卷八、某鴻「西門豹祠堂碑」。3869-70）
- 17 清・汪士鋐『瘞鶴銘攷』（『全梁文』卷四十七、陶弘景「瘞鶴銘并序」。3220）

右の全てについて嚴可均が孫星衍の藏書を利用したと斷言することはできない。ただ、嚴氏は自身の藏書について、「余稍や撰述有るも、家貧なれば多く書を聚むる能はず。顧かつて周・秦・漢より以て北宋に逮ぶまで、苟くも撰述の必ず需むる所爲るは、亦略ぼ咸之れ有るも、南宋以下は、寥寥焉たり」（『鐵橋漫稿』卷八「書葛香士林屋藏書圖後」と

述べており、この發言に徴すると、北宋までの圖書はかなり揃っているが南宋以下が極めて手薄なことが窺われる。すると、少なくとも右の09『隸釋』以下の南宋以後に成立した書物に關しては、孫氏の藏書を利用した可能性が高い。

(ロ)『全上古』における金文資料と阮元のコレクション

仔細に調べてみると、『全上古』には、典據は明示されていないがやはり碑帖類を利用したと思しい事例が幾つか見受けられる。些か事情が込み入ってくるが、次にその點について論じてみよう。まず『全上古三代文』卷十二、闕名「叔朕簠銘」(96)を見ると、その典據は「拓本」となっている。この拓本を嚴可均はどのようにして参照したのであろうか。

阮元(一七六四〜一八四九)が幕友の朱爲弼(一七七一〜一八四〇)に委嘱して編纂させた『積古齋鐘鼎彝器款識』(以下、『積古齋款識』と略稱)卷七に「叔朕簠」が著録されており、提示されている銘文から、『全上古』所收「叔朕簠銘」と同じ器にもとづいていることが推察される。按語に「器は元の藏する所爲り」とあるから、この簠は、清代有數の藏書家にして多くの學術事業を展開した阮氏が所有していたものである。『積古齋款識』自序によると宋の薛尚功『歷代鐘鼎彝器款識法帖』に做つて編纂したこの書物は、阮元と友人が所有している青銅器の銘文と拓本を五百六十點も収録しており、器ごとに銘文の模寫、釋文、それに按語を附している。阮氏が自序の中に列擧している友人の中には、孫星衍も含まれているから、孫氏の藏書目録たる『孫氏祠堂書目』内篇卷三、金石第八に、『續鐘鼎款識』(阮元撰)と題して著録されているこの書物が、阮氏からの寄贈であることはほぼ動かないであろう。このように、孫星衍幕府内に『積古齋款識』が所藏されていたことは確實であるから、『全上古三代文』卷十二、闕名「叔朕簠銘」の典

據「拓本」は、阮元『積古齋款識』に收載されている拓本の模寫を指している、という推測が提出される。

右の推測の當否を確定するため、他の事例に検討を加えてみよう。嚴可均は『全上古三代文』卷十二において、缺名「鄭公華鐘銘」(93)を提示した後、「案ずるに、此の鐘、大學士紀昀の藏する所」と述べ、銘文が刻されている鐘が紀昀(一七二四—一八〇五)の所有するものであることを説明している。所在に關するこの説明は、嚴氏が獨自に調査したのではなく、同じ銘文を「周公參鐘」と題して収録している『積古齋款識』卷三の「器は河間の紀曉嵐宗伯(昀)の藏する所爲り」という記述を援引したものと考えるのが自然である。紀昀は、乾隆五十七年(一七九二)から嘉慶十年(一八〇五)まで、一時の中斷を挟んで禮部尚書(「宗伯」はその雅稱)の任に在り、嘉慶十年正月には協辦大學士の位にも就き、直後に没している。それゆえ、嘉慶九年に成立している『積古齋款識』では、紀昀の肩書について「宗伯」と記されているが、嘉慶十三年(一八〇八)に『全上古』の編纂が開始された時點では、紀昀が「大學士」の地位に就いている事實が嚴然としてあるから、嚴氏は肩書を新しいものに改めたと考えられる。

結論を急ぐ前に、さらに別の事例について検討を加えてみよう。『全上古三代文』卷十三、闕名「鬲攸比鼎銘」(97)の典據表示は、「拓本」になっている。この銘文も、やはり『積古齋款識』卷四に「鬲攸从鼎」と題して載録されている。この鼎について、阮氏は「趙晉齋の藏する所の搨本に據りて摹入す」と述べ、趙魏(一七四六—一八二五)晉齋はその號)が持っている拓本をもとに作成した款識の模寫を掲載していることを明らかにしている。趙氏は、阮氏の自序において友人の一人として掲げられている金石文の收藏家である。阮氏が拓本の模本の形でしか提示できなかったこの銘文を、孫星衍や嚴可均が別に拓本を持っていたとは考え難いから、この「鬲攸比鼎銘」の實際の典據は『積古齋款識』所收の模寫文であるに違いない。

(八) 『全上古』所引金文釋文における「舊釋」

前項における考察によつて、『全上古』に提示されている金文資料の來源を阮元『積古齋款識』に求めることが一つの有力な見解として打ち出された。この見解が是認され得るか否か、さらに別の角度から検討を加えてみよう。

嚴可均は金文資料の釋文を提示する際、たとえば、『全上古』卷十二、闕名「齊鐘銘」(61)において、「𠄎」字に對して、「簫、借爲肅。舊釋綴、非(簫、借りて)肅」と爲す。舊、『綴』に釋するは、非(なり)と校釋しているように、「舊釋」、すなわち先行の解釋の誤りを正すことが少なくない。ここに引かれている「齊鐘銘」の典據は「鐘鼎款識」になっており、薛尚功『歷代鐘鼎彝器款識法帖』卷七「齊侯鐘」を見るに、該當部分の釋文は「綴」になっているから、嚴氏が「舊釋」と稱して斥けているものが薛氏の校釋であることは明白である。

このように既成の碑帖類が典據に示されている場合、嚴可均の校語に見られる「舊釋」がその碑帖における釋文を指していることは自明だが、問題は、「拓本」を典據として提示されている『全上古』卷十三、闕名「毛伯彝銘」(65)の校釋に見える「舊釋」のような場合である。この銘文中の「𠄎」字について、嚴氏は「讀みて『毛伯』の二字と爲す。舊、『拍』に釋するは、非(なり)と述べ、『毛伯』の合文だとする自身の見解を示した後、「拍」に比定する「舊釋」を斥けている。拓本に「舊釋」が示されている、というのは、一見、不可解だが、阮元『積古齋款識』を調べると、その疑念は氷解する。卷八「拍盤」にこの銘文の模寫文と釋文が掲載されていて、「𠄎」字に對する釋文が「拍」字になっているのである。按語に、「陳秋堂の藏する所の揚本に據りて摹入す」とあるように、阮元にしても器の現物は持つておらず、僅かに陳豫鍾(生卒年未詳。秋堂はその號)所藏の拓本を模寫しただけであることに鑑みると、嚴氏が「拓本」と稱しているものが『積古齋款識』所收の模寫文に他ならぬことが判明する。

『全上古』卷十三、闕名「伯虎毀銘」(95)では、「拓本」を典據として銘文の釋文を掲げており、文中の「本」字について、嚴可均は「舊」^{もと}、「庸」に釋するは、非なり」と述べ、「舊釋」が「庸」字に作っていることから、嚴氏のいわゆる「舊釋」があるが、『積古齋款識』卷六「召伯虎敦」の該當箇所の釋文が「庸」字に作っていることから、嚴氏のいわゆる「舊釋」が『積古齋款識』所掲の釋文であることが知られる。その按語を見ると、「趙太常の摹本に據りて編入す」とあり、拓本の所在すら不明であり、阮元にしても趙秉冲（生卒年未詳。太常はその官銜）所藏の模寫本を更に模寫して收録するよりなかつたことが示されている。これらの事實を踏まえると、『全上古』卷十三、闕名「伯虎毀銘」は、やはり『積古齋款識』所掲の銘文の模寫を「拓本」と稱して提示したに過ぎぬことが明瞭となる。ただし、『全上古』の中で「拓本」を典據として掲示されている金文資料に對する校語の「舊釋」には、孫星衍『續古文苑』所掲の釋文も含まれているなど、全てが『積古齋款識』を指しているわけではないことを補足しておく。

『全上古』卷十二・卷十三において「拓本」を典據として示されている銘文五十六點の中、實に五十四點が『積古齋款識』に収録されている、という事實、且つそれらの中には器の所在が不明で拓本の流布が極めて限定されていたと推定される場合が少なくない、という事實は、『全上古』において金文資料を利用する際、嚴可均が『積古齋款識』所掲、つまり阮元が持つていた資料に極めて依存していたことを示している。ただし、金文資料の文字の解釋に際して、阮元の釋文を斥けることが珍しくないことは右に示した通りである。

實は、『全上古』の中には、孫星衍所藏の金文資料が利用されていると思しい事例がある。『全上古三代文』卷十二、缺名「楚義鐘銘」(96)は、典據が「拓本」となっているが、『積古齋款識』卷三に、「楚良臣余義鐘」に附された按語を見ると、「器は陽湖の孫淵如觀察（星衍）の藏する所爲り」とあるから、器の現物が孫星衍のもとにあったわけであ

る。同様に、『全上古三代文』卷十三、缺名「虞彝銘」(95)についても、『積古齋款識』卷五「虞彝」の按語に、「器は孫淵如觀察の藏する所爲り」とある。少なくともこの二點に限っては、嚴可均は拓本もしくはそれより確實な資料を孫星衍幕府の中で利用することができたのである。

『全上古三代文』卷十二、闕名「甝叔大夾鐘銘」(91)の典據は、「拓本」となっており、『積古齋款識』卷三に同じ銘文を持つ「甝叔大林鐘」が著録されていて、按語に「器は元の藏する所爲り」とあるのを見ると、阮元所藏の資料のみを参照したかに見えるが、そうではなかった。それは嚴可均が次のように述べている通りである。

是れより先、京師に甝叔大林鍾有るも、直あむを索むること多きに過ぐれば、積年、售主無し。後、阮雲臺撫部に歸す。……又吳山尊學士も亦甝叔鐘を得、後、孫淵如大參に歸す。(『鐵橋漫稿』卷八「書兮中金後」)

この「甝叔大林鐘」に關しては七點の傳存が確認されており、阮元のみならず、孫星衍も持っていたのであるから、嚴可均は幕主が收藏している現物に當たるものが可能だったのである。ただし、同じ銘文を持つ器が複数ある、というのは極めて稀なケースであり、同様の事例が他にもあるとは考え難い。

『積古齋款識』では、所收の器の所有者や典據に關して、かなりの割合で明示している。それらの中、所有者が孫星衍であることが示されているものは、僅かに先の「楚良臣余義鐘」と「虞彝」の二點にとどまる。『全上古』収録の金文資料がほぼ例外なく『積古齋款識』著録のものであることは、孫氏がこの種の資料をあまり持っていなかったことを示唆しており、孫氏が持っていた金石資料の目録の題名が『平津館金石萃編』でありながら、金文資料の著録が皆無に近いことは、這般の事情を反映している。なお、『平津館金石萃編』については、後で詳論する。

二、孫星衍幕府内における石刻資料の收藏状況

金石資料の中、金文資料に關して、嚴可均が青銅器や拓本などの直接資料を利用できず、阮元『積古齋款識』に収録されている資料を援引する形で『全上古』の中に提示せざるを得なかつたのは、青銅器類は流傳している絶對數が少なくその所有者が極めて限られている以上、その拓本の入手も容易なことではなかつたことが大きく影響していると推測される。これに對して石刻資料は、時代・地域を問わず絶えず製作されて來ており、殘存する資料の數量が比較にならぬ程多いので、その利用状況もおのずと異なってくると思われる。嚴氏は『全上古』の中で石刻資料をかなり大量に用いているが、その種の資料を孫星衍ほどの程度所有していたであらうか。本節ではまずこの點について考察を加えることにしよう。

孫星衍は、乾隆四十五年（一七八〇）以降、畢沅（一七三〇～一七九七）の幕府に幕友として滯在し、その幕府内の編纂事業に従事した。滯在期間は、會試に合格する乾隆五十二年（一七八七）まで七年間にも及んだ。法式善（一七五三～一八一三）によると、畢沅が靈巖山館で校刻した書物の中、孫氏と洪亮吉（一七四六～一八〇九）の二人で十六種も擔當しているという（『陶廬雜錄』卷四第三十三條）。その中に『關中金石記』が含まれていることは、注目に値する。陝西巡撫の任にあつた畢氏は、當地に大量に殘存している金石資料の整理を企畫し、資料の形状、書體、撰文の年月、現存地、撰文者等について、幕友に實地に調査させた成果をまとめた。調査の結果生み出された目錄が『關中金石記』であり、盧文弨（一七二七～一七九五）の序が乾隆四十七年（一七八二）に書かれているから、その頃

に完成したと思われる。この書物の編纂段階における孫氏の関わりの實態は不明だが、卷末に同じく畢沅の幕友だった錢坫（一七四四～一八〇六）・洪氏の二人とともに後語が掲載されているから、實質的な作業はこの三人によつて擔われたと見るのが妥當である。

孫星衍は、官界に入った後、畢沅幕府での經驗を踏まえ、自身も金石資料の調査・研究を進めることになる。まず、畿内にある碑文を實地調査して目録『京畿金石考』を乾隆五十七年（一七九二）に編纂している。ついで、地方に赴任すると、石刻資料の所在目録『寰宇訪碑錄』全十二卷を浙江省長興縣令の邢澍（一七五九？）と共編している⁸。孫星衍の序文が嘉慶七年（一八〇二）に書かれているから、この頃完成したものと思われる。『寰宇訪碑錄』では、中國全土に存在する石刻資料を時代ごとに分類した後、刻文の書體、刻年と所在を記している。

『寰宇訪碑錄』著録の石刻資料の中で、『全上古』の収録範圍と重なっている上古から隋までのものを数え上げてみると、八百五十點近くに達した。この點數を同時期に編纂された金石目録の中、収録對象地域を限定しないものにおける著録状況と比較してみよう。比較の對象は、錢大昕（一七二四～一八〇四）『潛研堂金石文字目録』と王昶（一七二四～一八〇六）『金石萃編』に求めることにする。

内藤湖南が「彼の潛研堂金石跋尾は金石學に於て新らしい時代を劃したものである⁹」と稱している錢大昕は、子培である瞿中溶（一七六九～一八四二）の述べるところによると、「家藏の拓本、二千餘種」（『潛研堂金石文字目録跋』）に達している。その目録が『潛研堂金石文字目録』であり、内藤氏が稱讚している『潛研堂金石跋尾』は、その目録に著録されている拓本に錢氏が附した跋尾を集めたものである。『潛研堂金石文字目録』には、瞿氏による識語が末尾に掲載されており、紀年が嘉慶十年（一八〇五）、すなわち錢氏が亡くなった翌年になっているから、錢氏がその生涯

にわたって集めたコレクションが著録されていると考えられる。著録されている資料の中、上古から隋の範囲に収まる石刻資料は二百六十四點である。

對して、官、刑部右侍郎にまで至った王昶が、二十數名の協力者と共に五十年近くの歲月を掛けて編纂した『金石萃編』百六十卷は、自序の日附によると嘉慶十年頃に完成しており、金石資料の集大成たる資格を持つ書物である。⁽¹⁰⁾

『金石萃編』著録の石刻資料で上古から隋の範囲に屬するのは、二百七十點である。

同じ期間に屬する資料の所藏狀況を比較すると、孫星衍の目録に著録されている八百五十點という石刻資料の數は、孫・王の兩者を遙かに凌駕している。しかし、それらの拓本が全て孫氏の手元にあつたと速斷することはできない。というのは、金石目録一般の成立事情に關して、孫氏が次のように述べているからである。

金石を著録するの書に二有り。或いは得る所の打本に附きて之が考證を爲し、或いは前人の録する所に因りて其の目を存して、以て搜訪を俟つ。(『京畿金石考』序)

金石目録は大きく二つのタイプに分けられる。「打本」、すなわち拓本を著録してそれに對して考證を進めるもの一つ。前人が目録に著録している碑目を配列して、後人が調査するための參考資料とするものも一つである。前者の場合は、碑石の拓本が目録の編者の手元にあることは確實であるが、後者の場合は、拓本が手元にあるとは限らない。『寰宇訪碑録』には銘文も釋文も収録されていないから、既成の目録を繼ぎ接ぎするだけで作成することが可能にも見えるが、果たしていずれのタイプに屬するのだろうか。孫星衍が書いた序文には、成立の經緯が以下のように記されている。

蓋し嘗て西して河華に遊び、北して神京に集ひ、東して三齊を攬り、南して越紐を窮む。至る所の山川城邑・古

陵廢廟、或いは殘碑斷碣有れば、墨を懷いだき管を握り、拓本して題を看しめて、茲の編に録入せざる無く、歲ごとに加益有り。其の、足迹、到らざるの處は、又、同世の通人名士の、奇を搜し異を好み、獲る所を郵示するに値ひて、其の見聞を擴む。

游幕の時を含め、中國全土を遊歴した時、古跡や殘碑などを訪ねては自ら拓本を取るばかりでなく、當世の通人名士から資料の提供を受けて、目録が完成したことが示されている。右に掲げたのは孫星衍本人の言であるが、孫氏が金石資料の蒐集に竝々ならぬ精力を費やしたことについては、洪頤煊（一七六五〜？）も次のように説明している。

淵如師、金石文字を喜び、生平、遊歴して至る所、搜訪して虛日無し。德州の平津館に藏する所の碑、周秦より唐末五代に至るまで、凡そ廿餘匣。（『平津讀碑記』序）

孫星衍の山東督糧道在任時の居宅「平津館」には、唐末五代以前のものに限っても、拓本が二十箱餘り（廿餘匣）も收藏されていたことがわかる。洪頤煊は孫氏の幕友として長期間にわたってその學術活動を支えた一人であり、平津館に收藏されていた拓本を鑑定して題跋を附している。洪氏の題跋を一書にまとめたのが『平津讀碑記』である。序文において、「頤煊、少くして賤しく、金石の藏を備ふる能はざるも、平津に游幕して、始めて盡く海内に有する所の碑を見るを得」と述べられているように、金石資料を收藏するための經濟的な基盤が缺けていた洪氏が金石の學に従事することができたのも、孫氏の幕友として働いたからであった。

右の表面的な考察によると、少なくとも『平津讀碑記』に著録されている碑文に關しては、孫星衍が拓本を所有していることになる。そのことは、洪頤煊が著した題跋を讀むことでより明確になる。たとえば、『平津讀碑記』卷一「尉氏令鄭季宣碑并陰」には、碑帖類によつて収録されている碑文の字數の異なることが次のように記されている。

此の碑、宋の時已に残缺す。『隸續』の録する所、僅かに二百六十八字、碑陰二百九十二字のみ。『兩漢金石記』の舊拓本の見るべき者四十八字、碑陰九十一字。此の本の見るべき者三十一字、碑陰七十七字。「協」上の「神人」の二字、甚だ明らかなるも、『金石萃編』の摹本、反つて之を闕く。翁氏本、又、「協」字を著さざるは、何ぞや。鄭季宣の碑文は、洪适『隸續』卷十九にその本文が掲載されている。碑の正文は闕字が多いが、『隸續』には二百六十八字が載せられている。翁方綱（一七三三〜一八一八）『兩漢金石記』卷八には、翁氏が「此れ其の上半の拓本、予の舊藏する所の者」と稱している碑文の上半分の残字の拓本に即して、四十八字が模寫されている。王昶『金石萃編』卷十七には、王氏が入手した拓本の模寫が載せられており、筆者が数えてみたところ、示されている拓本の字数は五十四字である。王氏と翁氏が持っていた拓本が別のものであったことは、翁氏が示している文字の中には王氏が示していないものが含まれていることからわかる。

問題は、平津館にあつた拓本が翁方綱や王昶の持っていたものと同じものか否か、ということであるが、洪頤煊が指摘している通り、『隸續』の釋文で「闕字」之中神人協（闕字）と示されている部分の中、「神人協」の三字について、王氏は「協」字を示すのみで「神人」の二字を示しておらず、翁氏は「中神人」の三字を示すのみで續く「協」字を示していない。これに對して、右の文中で「此の本」と稱されている平津館所藏の拓本は、判讀できる文字が三十一字と、翁・王兩氏所藏の拓本より少ないのであるが、それでも「神人協」の三字が明確に讀み取れるものであった。この事實は、孫星衍が持っていた拓本は、翁・王兩氏とはまた別のものであったことを示している。

鄭季宣の碑は『寰宇訪碑錄』卷一にも著録されている。すると、『平津讀碑記』に著録されている碑文の『寰宇訪碑錄』における著録の状況は、『寰宇訪碑錄』に著録されている資料を孫氏が拓本の形で持っていたか否かを判断するた

めの一つの目安になり得る。『全上古』と同じく期間を上古から隋までの範囲にしぼると、『平津讀碑記』には百九十一點の題跋が収録されている。その一つ一つについて、『寰宇訪碑錄』と照らしあわせると、百九十點の中、著録が確認できないのは、僅かに六點に過ぎない。それらは、『寰宇訪碑錄』が嘉慶七年（一八〇二）頃に完成した後に入手されたものであろう。

洪頤煊が孫星衍の仕事を手傳い始めたのは、嘉慶七年三月のことであり、平津館への滞在が最初に確認できるのは、嘉慶十年（一八〇五）のことである。^(二二)すると、『平津讀碑記』の編纂の編纂開始はさらに後のことになるに相違ないから、この目録の中に『寰宇訪碑錄』に著録されていない石刻資料が見えても、何ら不思議なことではない。現に右の六點の中には、「戚伯著碑」〔『平津讀碑記』卷一〕と「營州刺史高貞碑」〔『平津讀碑記』卷二〕のように、『寰宇訪碑錄』が完成した後、孫星衍が入手したことが確かな資料も含まれているのである。^(二三)

以上の考察から、『寰宇訪碑錄』は、先行の碑本類に著録されている碑目を移し替ることで作成されたのではなく、著録されている大量の石刻資料は、孫星衍が實際に所持していた可能性が極めて高いと判断される。このことは、考察を進めることでさらに明らかとなってくることであらう。話を『全上古』に戻すと、『平津讀碑記』に對する洪頤煊の序文には嘉慶十六年（一八一二）の紀年があるから、嘉慶十三年の『全上古』編纂開始時までに孫星衍幕府に多數の石刻資料が揃っていたことは間違いない。ただし、嚴氏がこれらの資料を利用したか否かは、これまでの考察からではまだ十分に明らかになつたとは言えない。嚴氏の學術活動と孫氏が所藏する石刻資料の関係については、節を改めてさらに検討を加えることにする。

三、嚴可均による孫星衍幕府所藏石刻資料の利用

第一節において示した通り、『全上古』に提示されている石刻資料は、『隸釋』などの碑本類からの轉引が隨所に見られる。他方、「問題設定」において示した通り、引用されている文章に對して、「拓本」「碑本」などの典據表示がなされている場合も少なくない。本節では、嚴可均の孫星衍に對する學術上の依存度を推測する手懸かりを得る一法として、『全上古』における石刻拓本資料の利用状況について調べてみたい。

(イ) 嚴可均編纂金石關係書と當時の金石學者作における著録

議論を進める準備として、嚴可均も孫星衍の金石資料を用いて『全上古』とは別に書物を編纂していることを指摘しておこう。すなわち、『平津館金石萃編』と『鐵橋金石跋』がそれである。『平津館金石萃編』は、金石資料の銘文の模寫に釋文、それに校釋が附された資料集である。校釋は、歐陽脩『集古錄』、董道『廣川書跋』、趙明誠『金石錄』、陳思『寶刻叢編』、趙嶠『石墨鐫華』、葉奕苞『金石錄補』、『金石後錄』、顧炎武『金石文字記』、潘耒『金石文字記補遺』、翁方綱『兩漢金石記』等、先行する碑帖類を引いた後、嚴氏自身の校釋を『四録堂類集』^{〔四〕}、すなわち嚴氏の全集からの轉引、という形で示している。

書名に着目すると、「平津館」とあることから、孫星衍所藏の資料を使っていることが窺われる。石刻拓本資料に關しては後述するが、右に列舉したものを含み先行の碑帖類のほとんど全てが『孫氏祠堂書目』に著録されていること

も、そのことを暗示している。^(二五)書名に「金石萃編」の四字が含まれているのは、明らかに王昶の『金石萃編』を意識した名稱であり、書中に「己見王氏萃編（己に王氏の『萃編』に見ゆ）」の表現が頻出し、それらの部分についてはほぼ例外なく碑文や校釋が省略されていることは、この書物が王昶『金石萃編』の續編たる性格を有していることを表わしている。對して、『鐵橋金石跋』は、金石資料の拓本に嚴可均（號は鐵橋）が附した題跋を集成したものであり、収録されている資料は大半が『平津館金石萃編』と重なっている。

右の通り、孫星衍幕府には確かに少なからぬ石刻資料の拓本が收藏されており、嚴可均がそれを使って『平津館金石萃編』と『鐵橋金石跋』を編纂したことが確認できた。すると、嚴氏が『全上古』において「拓本」「碑本」を典據として提示している石刻資料二百十八點は、孫氏所藏の資料が引用されていると見て誤りが無いのであろうか。それは裏を返せば、『全上古』が既成の碑帖類に収録されている釋文を寄せ集めることで完成できたか否かを判別することでもある。そこで、ここまでに取り上げた孫星衍幕府關係者が作成した目録類を含め、同時期に編纂された碑帖類に著録されている石刻資料がどの程度、『全上古』に収録されているものと重なるかを調べてみよう。この照合作業を通して、孫星衍幕府における石刻資料の收藏量が、當時の他の幕府や收藏家と比べて如何なる水準にあつたかも把握されることであろう。

『全上古』所引石刻拓本資料に關して、同時期の金石學者が拓本にもとづいて作成した碑帖類に著録されている資料と比較する上で参考となるのが、洪頤煊による左記の發言である。

今の世の、是の學（一）金石學を爲す者、錢少詹『潛研堂金石文跋尾』、翁閣學『兩漢金石記』、阮中丞『山左金石志』、王少寇『金石萃編』、武大令『授堂金石跋』有り。皆、海内、尊向す。（『平津讀碑記』序）

ここに挙げられている五書は、清代における金石學の隆盛を象徴する著作と言え、比較の対象とするのに十分な資格を備えている。ただ、この五書の著者は、たとえば、翁方綱が『兩漢金石記』以外に『蘇齋題跋』を残しているなど、一書だけではその者が所持している拓本の全貌を把握できない恐れがある。そこで、書物単位ではなく人単位で比較を行なうことにする。右に挙げられている人物及び孫星衍幕府の關係者の金石方面における著作で、比較の対象になるものを列挙すると左の通りになる。

- ① 翁方綱 『兩漢金石記』 『蘇齋題跋』
- ② 王昶 『金石萃編』
- ③ 武億 『授堂金石一跋』 『同二跋』 『同三跋』 『授堂金石文字續跋』 『偃師金石遺文記』
- ④ 錢大昕 『潛研堂金石文跋尾』 『潛研堂金石文字目錄』
- ⑤ 阮元 『山左金石志』 『兩浙金石志』
- ⑥ 孫星衍 『寰宇訪碑錄』
- ⑦ 嚴可均 『鐵橋金石跋』 『平津館金石萃編』
- ⑧ 洪頤煊 『平津讀碑記』

既述の通り、孫星衍は『寰宇訪碑錄』の前に、『京畿金石考』も編纂しているが、今は、その幕府内にどの程度、石刻資料が揃っていたかが問題なので、著録資料数が最も多い『寰宇訪碑錄』のみを比較の列に加えた。

(口) 『全上古』所引石刻拓本資料の諸家目錄著録状況の調査

右の方針をもとに一覽表を作成することにしよう。ただし、拓本の收藏状況に關して全ての事例を示すのは、紙數を徒に費やすことになりかねないので、表にして比較する目的を達するに十分だと思われる範圍の提示にとどめた。具體的には、『全上古三代文』から『全後魏文』までの範圍に限定した。その範圍内で「拓本」「碑本」が使われているのは九十九箇所であり、それらの拓本の所藏状況が比較の對象になる。各人の所藏状況を點檢してみたところ、次頁以下のへ表一〆のようにそれぞれの收藏の實態が鮮明になった。

一覽表に關して補足説明をすると、「書名」欄は、『全上古』を構成する諸書の略稱である。すなわち「三代」は『全上古三代文』、「秦」は『全秦文』を指す、という要領である。「石刻資料名」欄は『全上古』における呼稱であり、同じ碑文を指しても人によって呼び方が異なる場合が少なくないので比較の際には注意を要する。

その下は、石刻拓本資料の各書における著録状況を示している。王昶・孫星衍・洪頤煊については、それぞれ『石萃編』、『寰宇訪碑錄』、『平津館金石萃編』における収録箇所を示しており、複數の比較對象書がある他の五者については、書名を略稱にて表示し、卷第を算用數字にて示した。その上で、同じ碑文が同じ編者による複數の書物に著録されている場合には、主要な一書とその卷第を挙げ、別の書物にも著録されていることを示すため、「*」を附した。同一書の複數箇所に着録されている場合も同様である。ただし、嚴可均のみは二書の著録を一律に併記し、錢大昕『潛研堂金石文字目錄』に關しては、目錄だけにしか見えない資料であっても卷第を示さず「*」による表記にとどめた。嚴氏『平津館金石萃編』の中で、「已見王氏萃編」と記すだけで釋文・校釋を省略している碑文については、卷第を示す算用數字を（ ）で括って、そのことを示した。

具體的な事例に即して説明すると、たとえば、表の三行目は、『全秦文』巻一において「拓本」を典拠として示されている「繹山刻石」が、王昶『金石萃編』巻四、錢大昕『潛研堂金石跋尾』巻一と『潛研堂金石文字目錄』、阮元『山左金石志』巻二十一と別の一書（この場合は、『兩浙金石志』巻一）、孫星衍『寰宇訪碑錄』巻一に著録されており、嚴可均『平津館金石萃編』巻一においては、「已見王氏萃編」の形で著録されていることを示している。

◆表一『全上古』所引石刻拓本資料諸家著録對照表

書名	卷第	石刻資料名	翁方綱	王昶	武億	錢大昕	阮元	孫星衍	嚴可均	洪頤煊
三代	3	觀吳季札之子葬題字			一跋1	*		1	鐵橋1／萃編1	1
秦	1	泰山刻石		4		*跋尾1	山左7	1	鐵橋1／萃編1	
秦	1	繹山刻石		4		*跋尾1	*山左21	1	／萃編(1)	
秦	1	琅邪臺刻石		4		*跋尾1	山左7	1	／萃編(1)	
秦	1	會稽刻石					兩浙1	1	鐵橋1／萃編1	
後漢	58	嵩高山開母廟石闕銘	兩漢9	6	一跋1	*		1	／萃編(2)	1
後漢	58	開母廟石闕敘	兩漢9	6	一跋1	*		1	／萃編(2)	1
後漢	81	析里橋郟閣頌	兩漢13	14	一跋1	*		1	／萃編(2)	1
後漢	81	甌池五瑞畫像	兩漢13	14		*		1	／萃編(2)	1
後漢	98	鄗君開袞斜道摩崖刻石	兩漢13	5		*跋尾1		1	／萃編(2)	1
後漢	98	祀三公山碑	兩漢11	6		*跋尾1		1	／萃編(2)	1

後漢	105	漢故穀城長蕩陰令張君表頌	兩漢12	18	一跋2	*跋尾1	山左8	1	／萃編(2)	1
後漢	105	邵陽令曹全碑	兩漢11	18	一跋2	*跋尾1		1	／萃編(2)	1
後漢	104	白石神君碑	兩漢11	17	一跋2	*跋尾1		1	鐵橋1／萃編(2)	1
後漢	104	溧陽長潘乾校官碑	兩漢11	17	一跋2	*跋尾1		1	／萃編(2)	1
後漢	103	豫州從事尹宙碑	兩漢12	17	一跋1	*跋尾1		1	／萃編(2)	1
後漢	103	閻熹長韓仁碑	兩漢12	17	一跋1			1	／萃編(2)	1
後漢	103	玄儒先生婁壽碑	兩漢16	17	一跋1			1	鐵橋1／萃編2	1
後漢	102	漢故司隸校尉忠惠父魯君碑	兩漢8	15				1	／萃編(2)	1
後漢	102	武都太守耿勳碑	兩漢13	15		*跋尾1		1	／萃編(2)	1
後漢	102	博陵太守孔彪碑	兩漢6	14		*跋尾1	山左8	1	／萃編(2)	1
後漢	102	西狹頌	兩漢13	14	一跋1	*跋尾1		1	／萃編(2)	1
後漢	101	淳于長夏承碑	兩漢10	13		*跋尾1		1	鐵橋1／萃編(2)	1
後漢	101	衛尉衡方碑	兩漢12	12		跋尾1	山左8	1	／萃編(2)	1
後漢	101	漢故執金吾丞武榮碑	兩漢8	12		跋尾1	山左8	1	／萃編(2)	1
後漢	100	西嶽華山廟碑	兩漢12	11	一跋1	*		1	鐵橋1／萃編(2)	再續2
後漢	99	宛令李孟初神祠碑	兩漢12	8	一跋2			1	／萃編(2)	1
後漢	98	武氏石闕銘	兩漢15	8		*		1	／萃編(2)	1
後漢	98	敦煌長史武班碑	兩漢15	8	一跋1	*跋尾1	山左7	1	／萃編(2)	1
後漢	98	漢故益州太守北海相景君銘	兩漢8	7		*跋尾1	山左7	1	／萃編(2)	

晉	晉	晉	晉	晉	晉	晉	三國	三國	三國	三國	三國	三國	三國	三國	三國	後漢	後漢
146	146	125	86	70	69	44	75	75	75	60	56	56	28	28	17	106	106
任城太守夫人孫氏碑	征東軍司劉韜墓志	春秋穀梁傳集解序	太公呂望表	晉故使持節侍中太傅 鉅平成侯羊公碑	東方朔畫贊并序	閣道摩崖題名	禪國山碑	天發神讖文	吳九真太守谷朗碑	八濛摩崖	贈司空征南將軍王基碑	漢廬江太守范式碑	公卿將軍奏上尊號	受禪表	孔子廟頌	仙人唐公房碑	戚伯著碑
						兩漢 13	兩漢 18	兩漢 18	兩漢 18			*兩漢 8		兩漢 18	兩漢 18	兩漢 12	
25	25		25			24	24	24			24	24	23	23	23	19	
續跋 1	偃師上		一跋 3								一跋 3	一跋 3	一跋 3		一跋 3		
*跋尾 2	*跋尾 2		*跋尾 2			跋尾 2	*跋尾 2	跋尾 2	*		*跋尾 2	*跋尾 2	*	*	*跋尾 2	*跋尾 1	
山左 8												山左 8			山左 8		
1	1		1			1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	
／萃編 (4)	／萃編 (4)		／萃編 (4)				／萃編 (3)	／萃編 (3)	鐵橋 1／萃編 3		／萃編 (3)	／萃編 (3)	／萃編 (3)	／萃編 (3)	／萃編 (3)	鐵橋 1／萃編 (2)	鐵橋 1／萃編 2
2	2		2			2	2	2	2		2	2	2	2	2	1	1

後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	梁	梁	梁	梁	宋	晉	晉
51	49	48	48	16	15	13	10	7	69	50	50	47	54	152	146
造像記(劉洛眞)	孫秋生等造像銘	慧成造像銘	前涼州刺史兼吏部郎中 陳郡袁繻字景翔制銘	造石窟像記	振興溫泉頌	贈高湛詔	贈高貞詔	弔殷比干墓文	石井匡題字	梁故侍中司徒驃騎將軍 始興忠武王碑	故侍中司空永陽昭王墓誌銘	瘞鶴銘并序	宋故龍驤將軍護鎮蠻校尉寧 州刺史邛都縣侯爨爨使君之碑	廣武將軍□產碑	晉平西將軍周處碑
27	27	27	29	27	28	30		27	26	26		26		25	
	一跋 3	一跋 3		一跋 3										續跋 1	
	*跋尾 2			*	*	*跋尾 3		*跋尾 2	*跋尾 2	*跋尾 2		*			
						山左 9									
2	2			2	2	2		2	2	2		2		2	
／萃編 (4)	／萃編 (4)	／萃編 (4)		／萃編 (4)	／萃編 (4)	／萃編 (4)	鐵橋 1／萃編 4	／萃編 (4)	／萃編 (4)	／萃編 (4)		／萃編 (4)	鐵橋 1／萃編 4	／萃編 (4)	
	2	2		2	2	2	2	2	2	2		*再續 5	三續上	2	

後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	
57	57	57	56	56	56	56	56	55	55	55	55	55	54	54	53	
洛州刺史刁遵墓誌銘	司馬景和妻子孟氏墓誌銘	子司馬元興墓誌銘 鎮東將軍漁陽太守宜陽	魏故寧朔將軍固州鎮將	齊郡王祐造像銘	石門銘	弩機銘	季洪演造像頌	文皇帝造象記 邑主仇池楊大眼爲孝	造釋迦像記(路僧妙)	武德郡建沁水石橋記	造須彌塔記(王方略)	造像記(岐法起)	造像碑(曹續生)	造釋迦石像記(魏靈藏)	造像記(李和之)	造像記(元寧)
28	28	27	28				31	28	29	31	30		32	28	29	29
一跋3	一跋3	一跋3						一跋3		一跋3	偃師上			一跋3		
*跋尾2		*跋尾2	跋尾2	*跋尾2				*跋尾2			跋尾2			*		*跋尾2
山左9																
2	2	2	2	2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
／萃編(4)	／萃編(4)	／萃編(4)	／萃編(4)	／萃編(4)			／萃編(4)	／萃編(4)		／萃編(4)	／萃編(4)	／萃編(4)		／萃編(4)		／萃編(4)
2	2	2	2	2					2		2	2	2	2		2

後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏	後魏		
60	60	60	58	58	58	58	58	58	58	58	57	57	57	57	57		
造彌勒像記(僧略)	造定光像記(釋法衍)	造像記(釋法生)	邑主造像碑	魯孔子廟碑	禪靜寺刹前銘敬史君碑	中嶽嵩陽寺碑	魯郡太守張猛龍清頌碑	兗州刺史賈思伯碑	中書令祕書監兗州刺史鄭羲碑	洛州鄉城老人佛碑	齊州刺史高湛墓誌銘	南秦州刺史司馬昇墓誌銘	司馬昞墓誌銘	史高植墓誌銘	濟青相涼朔恆六州刺史高植墓誌銘	青男崔公之墓誌銘	魏故持節龍驤將軍督營州諸軍事營州刺史征虜將軍大中大夫臨
27	27	27	31	31	30	30	29	28		27	30	30	29	29			
			偃師上	續跋2	續跋2	續跋1	一跋3					一跋3	一跋3				續跋1
*				*跋尾3	*跋尾3	*跋尾2	*跋尾2	*跋尾2	*跋尾2	*	*跋尾3			*跋尾2			
				山左9			山左9	山左9	山左9		山左9			山左9			
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
／萃編(4)	／萃編(4)	／萃編(4)		／萃編(4)	／萃編(4)	／萃編(4)	／萃編(4)	／萃編(4)	／萃編(4)	／萃編(4)	／萃編(4)	／萃編(4)	／萃編(4)	／萃編(4)	／萃編(4)		／萃編(4)
2		2	三續上	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		

當時の金石收藏家の間でも突出していたわけである。

(八) 王昶の拓本と孫星衍の拓本

『全上古』で引用されている石刻資料はかなりの割合で王昶『金石萃編』に著録されており、『金石萃編』には銘文の模寫文まで收載されている。この事實によると、嚴可均は『金石萃編』に收録されている資料を参照するだけで、『全上古』に拓本を典據として提示されている石刻資料の大半を集めることができたかに見える。そこで、『金石萃編』に収録されていて、かつ『全上古』所引拓本資料に含まれている石刻文に關して、提示されている文章を比較してみたい。もし両者が全く同文であれば、嚴氏は孫星衍幕府所在の資料を見るまでもなく、『金石萃編』から『全上古』編纂に必要な資料を抜き出すだけで済み、石刻資料の収集に關しては、幕府に滞在する意義を認め難いことになる。逆に、兩者の文章に違いが見られれば、孫星衍幕府内には有用な拓本資料がそれだけ收藏されていたことになり、その幕府が備えていた學術的意義の一端を看取することができるのである。

以上の觀點をもとに比較してみると、全く同文の場合も勿論少なくはないが、前節で紹介した「尉氏令鄭季宣碑」のように、二つの資料が提示している文章に相違が見られる場合もある。たとえば、『全後漢文』卷百一、闕名「衛尉衡方碑」(1017-18)は、「碑拓本」を典據として銘文が提示されており、同じ碑文は『金石萃編』卷十二にも、隸書の模寫文が収録されている。兩者の文章の大半は一致しているが、末尾の部分に若干の相違が見られる。「舍澤戴仁」句の下に關して、『全上古』では「六字を缺く」と述べ、六字分の缺字があることを指摘しているのに對し、『金石萃編』では、「□□」と、二字の闕字しかないことを示している。また、その後に来る「維明維允」句に關して、『全上古』

では四文字全てを示しているが、『金石萃編』では「維□維允」に作り、「明」字を缺いている。「金石萃編」の缺字部分が『全上古』で補われていることは、嚴可均が孫星衍所有の拓本を利用していることの證左になりそうだが、翁方綱『兩漢金石記』卷十二「漢故衛尉卿衡府君之碑」に提示されている銘文の模寫文が該句をやはり「維明維允」に作っているの、これをもとに補った可能性も排除できない。

そこで、別の資料を比較することにしよう。「碑舊拓本」が典據になつて『全後漢文』五十八、馮緄「嵩高山開母廟石闕銘」(394-395)は、翁方綱『兩漢金石記』卷九と王昶『金石萃編』卷六に「開母廟石闕銘」と題して収録されているが、『兩漢金石記』所掲の模寫文は『金石萃編』より字数が少ない。なお、〈表一〉によると、「開母廟石闕」は、武億『授堂金石跋』卷一と錢大昕『潛研堂金石文字目錄』にも著録されているが、兩書は銘文の本文を提示していないので、比較する對象にはならない。

この銘文を『全上古』を基準に提示すると以下の通りである。破線^レを施してあるのは、『金石萃編』では闕字になつている部分であり、傍線^レを施してあるのは、『金石萃編』では別の字に作つている部分である。

- ^レ穎川郡陽城縣開母廟興治神道闕。時太守杜陵朱寵、丞零陵泉陵薛政、五官掾陰林、戸曹史夏效、監掾陳脩長、西河圖陽馮寶、丞漢陽冀祕俊、廷掾趙穆、戸曹史張詩、將作掾嚴壽、佐左福。
- 、範防百川。柏鮫稱遂、□□其原。洪泉浩浩、下民震驚。禹□□功、疏河寫玄。九山甄旅、□□^レ綵文。
- 爰納塗山、辛癸之間。三過^レ匪人、寔勤斯民。同心濟溢、胥建^レ三正。杞繪派替、又遭亂秦。聖漢禋享、于茲馮神。
- 翩彼飛雉、□□其庭。貞祥符瑞、靈支挺生。出□□化、陰陽穆清。興雲降雨、□□□寧。守一不歇、比性乾坤。
- 福祿來徂、相宥我君。千秋萬祀、子子孫孫。表碣銘功、昭眡後昆。□□□□延光二年。

先の事例とは異なり、この銘文に關して、王昶と孫星衍が提示する文章にかなりの相違が見られるのは、孫氏が「舊拓本」を所有していたからだと判断される。武億が「銘詞、已に剝落し、僅かに數十餘字を存するのみ」（『授堂金石跋』卷一「漢開母廟闕銘」と述べているように、この碑石はかなり傷んでいるため、判讀不明の箇所が少なくない。洪頤煊が『平津讀碑記』卷一「嵩山開母廟石闕銘」において説くところによると、『兩漢金石記』では判讀可能な部分の釋文が提示されていないことがある。洪氏がこのように指摘できるのは、身近により良質な石刻資料、すなわち「舊拓本」があつたからであり、それゆえ洪氏は「蓋し得る所の拓本に優劣有るなり」と述べ、翁氏所藏の拓本が孫氏所藏のものより劣っていると推定するのである。

『寰宇訪碑錄』卷一「嵩山開母廟石闕銘」に示されているように、開母廟は「河南登封」にあるのだが、新たに拓本を取つても、碑石が現況より良い状態の時に取られた「舊拓本」より資料價值が劣ることは見易い道理である。孫星衍が舊拓本を持つていたことで、嚴可均はそれをもとに王昶『金石萃編』所掲の銘文より優れたテキストを『全上古』の中に提示できたわけである。

「開母廟石闕」の場合ほど大きく違う事例は他にはないようだが、〈表一〉に挙げられている石刻資料について、『全上古』と『金石萃編』所掲の文章を比較すると、一三字程度の違いがある事例は他にも散見し、『金石萃編』が闕字としている箇所が『全上古』では補われている場合も少なくない。闕字が補われていることは、王昶が所持していたものとは別の拓本を孫星衍が所藏していたことを示している。嚴可均は、『全上古』に大量の石刻資料を提示する上で、當時にあつては最も有利な環境を提供できる幕主の下に身を置いていたのである。

四、幕主の交友關係から得られた情報

前節までの考察の結果、嚴可均が『全上古』を編纂し、その中に金石資料を提示する際、幕主の孫星衍が豊富に持っていた關連資料を有効に利用していたことが明らかとなった。本節では、幕主の孫氏がこれらの資料を入手し、幕友の嚴氏がそれを利用する上で、幕主の交友關係がどのように作用したかについて考察を加えてみたい。そうすることで、幕府が持っていた學術機能がさらに解明されると思われるからである。

(イ) 『寰宇訪碑錄』序における「通人名士」

孫星衍が『寰宇訪碑錄』序において、「通人名士」から資料の提供を受けたことを述べていたことは既に見た通りだが、誰からの資料の提供を受けたかについて容易に察知できる場合がある。各著録資料の所在が地名ではなく、個人になっている場合がそれである。すなわち、卷一に著録されている資料を例に挙げると、「秦十二字瓦」の所在は「浙江仁和趙氏家藏」、「海鹽甄文」の所在は「江蘇儀徵阮氏家藏」、「侍御史河内温令王稚子闕」の所在は「浙江錢塘黃氏藏本」になっている。序文の記すところに従うと、「趙氏」は趙魏、「阮氏」は阮元、「黃氏」は黃易をそれぞれ指しており、所在がこのように個人になっている場合は、拓本の提供者を指しているに違いない。

『寰宇訪碑錄』の中で個人藏として著録されている拓本類が、『全上古』の中で使われていることが容易に看取できる例がある。筆者が調べたところ、七例が見つかり、『寰宇訪碑錄』著録の資料を基準に一覽表を作成すると〈表二二

の通りになる。なお、『寰宇訪碑録』側の著録は、いずれも卷二なので卷第の表記を省略した。

◆表二◇『寰宇訪碑録』卷二著録個人所藏拓本と『全上古』におけるその利用

『寰宇』所收石刻資料名	所在表示	『全上古』	文章名	中華書局本頁
張保洛等造像記	仁和趙氏拓本	『全北齊文』卷六	張保洛「造像碑」	3859
比邱道拙造像記	浙江錢塘黃氏	『全北齊文』卷十	道拙「造像記」	3883
南陽寺碑	江蘇青浦王氏拓本	『全北齊文』卷十	缺名「臨淮王造像碑」	3881-83
比邱道略等造像銘	仁和趙氏拓本	『全北齊文』卷九	缺名「比丘僧道略等造神碑尊像銘」	3878
馬天祥等造像記	浙江錢塘何氏拓本	『全北齊文』卷八	馬天祥「造像碑」	3873
梁州使君陳茂碑	浙江仁和趙氏拓本	『全隋文』卷三十	缺名「隋上柱國梁州刺史陳茂碑」	4197-98
左屯衛大將軍姚辯墓誌	浙江仁和趙氏	『全隋文』卷十四	虞世基「左衛大將軍左光祿大夫姚恭公墓誌銘并」序	4096-97

表の直前で説明した人物を除くと、所在欄に出ている「王氏」は王昶、「何氏」は何元錫（一七六六～一八二九）を指している。表に掲示されている所藏者の中、趙・何二氏について、阮元はその著述の中で以下のように記している。

元、山左に在るに、卷牘の暇、事に即きて攷覽し、仁和の朱朗齋（文藻）・錢塘の何夢華（元錫）・偃師の武虛谷（億）・益都の段赤亭（松苓）を引きて助と爲す。……（乾隆）六十年冬、草稟、斯に定まる。元復た命を奉じて兩浙に視學し、舟車の餘間に、重ねて釐訂を爲し、更に仁和の趙晉齋（魏）に屬して校勘せしむ。（『山左金石志』）

序

阮元は、山東學政であった時、當地所在の金石資料を著録した『山左金石志』の編纂を始め、その作業に關して何元錫の協力を得ている。草稿がほぼ出来上がった後、學政として浙江に赴任すると校訂に取り掛かり、その作業に關しては趙魏の助力を得ている。このように二人は阮元の幕友であった。すると、孫星衍がこの二人の所藏に係る拓本を入手できたのは、阮元との交友關係が大きく働いていると判断される。

(口) 阮元所藏「西嶽華山廟碑」の利用

阮元の幕友が所藏する石刻資料の拓本が、阮氏と孫星衍の交友關係を通して孫氏の幕府にもたらされ、『全上古』にそれらが使われていることがわかったが、阮氏の名をへ表二に確認することはできない。そのことは、『全上古』に阮元所藏の石刻資料が使われていないことを意味するのであろうか。

『全後漢文』卷百には、闕名「西嶽華山廟碑」(1012-13)が「舊拓碑本」と『隸釋』卷二を典據として提示されている。『寰宇訪碑錄』卷一「西嶽華山廟碑」の所在が「浙江鄞縣范氏藏本」になっているのによると、嚴可均は天一閣所藏の拓本ないしその模本を利用しただけに見える。しかし、仔細に調べてみると、この資料の入手には孫星衍と阮元の交友が深く関わっているようである。

後漢の延熹八年(一六五)に建立された「華山廟碑」は、後漢の大儒蔡邕の筆とも傳えられ、歐陽脩『集古錄』卷一、洪适『隸釋』卷二を始めとする碑帖・目錄に著録されているから、早くからその存在が知られていた。しかし、顧炎武(一六一三～一六八二)『金石文字記』卷一「西嶽華山廟碑」によると、明の嘉靖三十四年(一五五五)に地震

のため損壊し、碑石は失われてしまった。その後、銘文の拓本は宋代以降に取られた「舊拓本」とそれを模刻したものが傳わるだけであり、主要な舊拓本には三種があった。その一は、明の京師大名府長垣縣の王文蓀から傳わつたことから「長垣本」と呼ばれるものであり、書道を愛好する成親王（永理。乾隆帝の第十一子）の所有に歸した。その二は、浙江省鄞縣の全祖望（一七〇五～一七五五）、天一閣の范氏を経ていて、鄞縣の近くに四明山があることから「四明本」と呼ばれるものであり、これは阮元の手に歸した。その三は、清初に陝西省華陰縣の王弘撰（一六二二～一七〇二）の所藏を経ていることから「華陰本」と呼ばれるものであり、朱筠（一七二九～一七八一）の手に歸している。

三本の中では、長垣本^{二六}が缺損が最も少なく、華陰本がそれに次ぎ、四明本の缺字が一番多い。嘉慶十三年（一八〇八）に四明本を入手した阮元は、翌年、その銘文を石に模刻し北湖の祠塾の中に置いている。さらに、三本の模本を保持していた翁方綱の蘇齋において、自身が所藏する四明本と校合しており（屠倬『是程堂集』卷十「集蘇米齋覃溪先生出示手摹華山廟碑凡三本雲臺先生復出新刻四明本相校賦呈兩先生」詩）、その時に模本を作成したようである。嘉慶十五年（一八一〇）三月には、桂芳（生卒年未詳）の家でその所藏に係る長垣本によつて闕字部分を雙鉤、すなわち模寫している。このように、四明本の原拓本と長垣本・華陰本の模本が阮元の所に在つた。金石資料を多數所藏している阮元にとつても、「西嶽華山廟碑」の三種の拓本が手元に揃つたことは甚だ喜ばしい出来事であつた。そのことは、阮氏が『漢延熹西嶽華山廟碑考』を編纂していることから看取される^{二七}。四卷からなるこの書物の構成は、卷一では、この拓本に對する諸家の説を載せており、卷二では長垣本、卷三では四明本、卷四では華陰本、と一卷毎に一本を割り當て、それぞれの移轉に關する考證と諸家が寄せた題跋を豊富に掲載してある。

さて、嚴可均は『鐵橋漫稿』卷八「書伍詒堂所藏西嶽華山廟碑後」において、長垣本と四明本の移轉の概略を示し

た後、次のように述べて雙鉤本を作成したことを明かしている。

余、撫部の京寓に在りて、此の二本を借觀し、坐臥相對すること、皆、七八日、各おの雙鉤すること一再過。其の模糊渤缺の處、余、皆能くえを記憶す。

文中の「撫部の京寓」とは、「撫部」、すなわち浙江巡撫にして刑部右侍郎を兼任していた阮元の京師における住まいであり、衍聖公が京師に持っていた邸宅にその孫娘の婿として滞在していたのであつた。嚴可均はそこで、拓本二種について、それぞれ一週間程度費やし、雙鉤本を作成している。右の記述だけでは、嚴氏が如何なる立場で阮元の京寓に滞在したか不明だが、阮氏の幕友の張鑑（一七六八〜一八五〇）による左の記録を讀むと、事情の詳細が知られる。

是の時に當たりて、陽湖の孫觀察淵如、山左に官し、之を聞きて特に書の中丞に致し、三碑を彙借して響拓せんことを乞ひ、乃ち吾が郷の舊好の嚴孝廉鐵橋に命じ、都に入りて親しく其の事を理董せしむ。時に余、雲臺師と俱に太僕街の衍聖公の賜第に在り、遂に相敘すること十餘日。渠の手づから三碑を鉤して以て歸るを看る。（張鑑『冬青館乙集』卷七「西嶽華山廟書後」）

孫星衍は、阮元（「中丞」は巡撫の雅稱）が「西嶽華山廟碑」の三種の拓本を揃えたことを知るや、手紙を出して拓本の模本を作成することの許可を求めた。孫氏から派遣された嚴可均は、阮氏の居宅の中で雙鉤本を作成して孫氏のもとへ歸つて行つたのである。この時のことについては、阮氏も跋尾の中で次のように記している。

嘉慶十五年五月、烏程の嚴可均、華山碑を藉觀し、坐臥相對する者九日、一本を雙鉤して去る。同ともに觀る者は、同縣の張鑑・吳江の陸繩なり。（『漢延熹西嶽華山廟碑考』卷三所收阮元跋尾）

張鑑などが付き添ったのは、恐らく貴重な資料に不測の事態が起こることを避ける監視のためであろう。ちなみに、『西嶽華山碑書後』によると、四明本は「二百金」で購入したものであり、通常の幕友の年收を優に超えている^(二八)。監視役を附けたのは、嚴可均と阮元が舊知の間柄ではなかったことを示しており、それでも嚴氏が拓本を借覽できたのは、孫星衍の紹介があつたからに他ならない。

以上の考察から、嚴可均が『全上古』の中で「西嶽華山廟碑」について「舊拓碑本」と典據提示ができたのは、幕主の孫星衍と資料の所有者の阮元との交友の深さのお陰であることが明らかとなつた^(二九)。もつとも、「西嶽華山廟碑」の文章は、『隸釋』卷二三所收のものが一番闕字が少なく、『全上古』で提示されている文章も『隸釋』所收の文章と全く同文である。それでも、たとえば『隸續』卷十一に提示されている「司隸校尉楊淮碑」の闕字部分が、畢沅が新たに取つた拓本によって補われているように^(三〇)、『隸釋』『隸續』所掲のテキストが必ず拓本より優れている、という保証はないから、嚴氏が「西嶽華山廟碑」を提示する際、『隸釋』に加えて「舊拓碑本」も竝べて典據に表示したのは、所掲のテキストが十分な校勘を経ていることを示す、という意味がある。

関連資料をまだ十分に検出し得ていないので、詳細はまだ不明の部分が多いが、本節の考察を通して、嚴可均が『全上古』所掲の金石資料を入手するに際し、幕友の力では入手が難しく、幕主の交友関係を通して始めて利用可能になったものがあることは、少なくとも確認できた。

結 論

本稿では、嚴可均が編纂した『全上古三代秦漢三國六朝文』の中で拓本を典據として提示されている金石資料に着目し、基本的に冊子體の書物より流通量が少ないこれらの資料を嚴氏が多數利用できた要因の解明を試みた。舊稿の考察から、冊子體の書物については幕主の孫星衍の質料共に充實した藏書を利用していたことが既に明らかになっているので、金石資料についても幕主のコレクションを利用したのではないか、という見通しを立て、『全上古』における金石資料の利用状況、及びその中で使われている資料と孫氏の所藏資料との關係に考察を加えた。その結果、金文資料と石刻資料とでは利用のしかたに相違が見られたが、幕主がその交友關係をもとに入手したものも含め、その所藏に係る金石資料、就中、石刻資料が大量に使われていることが判明した。

舊稿と本稿における考察の結果を整理すると、幕主が持っていた學術情報には、冊子體の文獻資料、金石資料、幕主が實施する學術事業の過程で得られる情報、それに幕主の交友關係を通して得られる情報などがあり、それらは多くの場合、幕主の學術事業に反映されたが、時には幕友自身が遂行する學術活動にも活用することが可能であった。幕主から指示される仕事と並行して幕友が自身の研究を進めることには、かなりの困難を伴ったに相違ないが、生涯の大半を幕友として過ごした嚴可均でも七百四十六卷から成る『全上古』を編纂できたのであり、少なくとも孫星衍幕府にはそのようなことを可能にする學術機能が備わっていたのである。

周知の通り、清代において考證學が發展すると、經史の諸書の考訂における金石資料の重要性が再認識され、金石

學が空前の活況を呈した。この状況について、梁啓超は次のように述べている。

清代における金石學もまた、威容をほこつた科學であつた。顧炎武が『金石文字記』を著したのが、じつにこの學問の濫觴である。ついで錢大昕の『潛研堂金石文字跋尾』、武億の『金石三跋』、洪頤煊の『平津讀碑記』、嚴可均の『鐵橋金石跋』、陳介祺の『金石文考釋』が、いずれも精密な考證をおこなつてゐる。^(二二)（清代學術概論」十六「金石學と校勘學」）

ここに列擧されている專家の中、洪頤煊と嚴可均の二人が孫星衍の幕友であつた、という事實は、孫氏の幕府にあつた金石資料と關連情報が如何に充實していたかを雄辯に物語つてゐる。孫氏としては、その幕府が持つ吸引力を利用して、洪・嚴兩氏に加え、當代隨一の校勘家の顧廣圻（一七六六—一八三五）も幕友として抱え、『平津館叢書』『岱南閣叢書』に収録されている多數の書物を校刊したわけである。

幕主と幕友とは、社會的地位や經濟状況のみならず、研究遂行上必要な情報の收集力にも壓倒的な格差があり、幕友の仕事に従事しながら自身の研究を深めることも目論んでいた者にとつて、その情報收集力を含む好適な研究環境は、幕府内に留まり続ける誘因となつたに違いない。好學な幕主の立場からすると、自身の學術事業を遂行するために有能な幕友を確保するためには、幕友にとつて魅力的な研究環境を用意する必要があつたと考えられる。この點に關してはまだ十分な證據が得られていないが、左に掲げる記載は、好學の幕友にとつては藏書の充實度が所屬先を決定する上での大きな要因であつたことを例證している。

學使夢侍郎、國士を以て之を目す。侍郎、其の貧を知り、需むる所を問ふに、長明曰く、「貧は乃ち士の常。廣陵の馬氏、多く書を藏すと聞く。願はくは、一席を得て、讀書の計を爲さんのみ」。因りて之を盧運使見曾に薦むる

に、立ちどころに延きて之を致す。是の時、東南の名士、多く馬氏の齋に假館す。長明、虚心に質難し、相與ともに其の議論を上下し、遂に博く羣書を極む。(錢大昕『潛研堂文集』卷三十七「内閣侍讀嚴長明傳」)

嚴長明(一七三一—一七八七)が生員になったばかりの頃、江南學政の夢麟(一七二八—一七五八)が經濟的に苦しんでいるのを知って、何を望むか尋ねると、嚴氏は、馬氏の著名な藏書を自由に使える地位を得たいと望んだのである。「馬氏」とは、馬曰瑄(一七一—一七七九)・馬曰璐(生卒年未詳)兄弟のことであり、その有名な藏書樓玲瓏山館は、天一閣・傅是樓と並び稱されていた。學問に志を持つ嚴長明にとつては、經濟的な困難を緩和するよりも、快適な讀書環境を得る方が大事であり、學政の夢氏はその希望を叶えるべく轉運使の盧見曾(二三)(一六九〇—一七八八)に推薦すると、すぐさま幕友として召し抱えられ、恐らく盧氏の配慮によつて、馬氏の所で學業を進めることができたのである。

清代の多くの不遇な知識人にとつて、幕友となることは、基本的に科擧の受験勉強を續けるための經濟的基盤を確保するための手段であつたが、幕友の中には、幕府内の學術情報に目を向ける者もいた。清代における大規模な學術活動は幕府の單位でなされることが多く、好學な幕主が設ける幕府の中には學術情報が満ちており、優秀な幕友はそこに入ることを願つた。自分が不安定で幕府間の移動が絶えなかつた幕友は、それゆゑに各所の幕府から様々な學術情報を入手することが可能であり、幕友の移動に伴つて幕府をまたいで學術情報が交換・共有された。清代において考證的學問が發展した原因を探る上で、幕府が持つ多様な學術機能を具體的に解明することが必要であり、その目的は本稿における考察を通して一部達成されたと信ずるが、取り上げるべき題材はまだ多い。さらに考察を繼續して行くつもりである。

注

- (一) 『全上古三代秦漢三國六朝文』の編纂について——清代幕府の學術機能の一端——（『日本中國學會報』第五十六集、二〇〇五年）。
- (二) 『全秦文』卷一「琅邪臺刻石」（122）と「刻始皇所立刻石」（123）は、一つの拓本を二箇所に分けて用いている。このような場合は、拓本の數としては勿論、一點に勘定される。
- (三) 管見によると、典籍として既成の碑帖類しか提示されていなくても、實際は拓本の類も参照していると思われる事例が存する。『全後漢文』卷百二、闕名「成陽靈臺碑」（1022-23）では、『隸釋』卷一を典籍として千字程度から成る碑文が提示されており、文中の「賈長歴史、崇如」の下を『隸釋』では「闕二字」としているが、嚴可均は「不積」の二字を補っている。これは、嚴可均『鐵橋金石跋』卷一「成陽靈臺碑」に、「黃小松司馬雙鉤本、校隸釋、多出不積」とあるように、黃易（一七四四—一八〇二、小松はその字）の雙鉤本（拓本の模寫本）に附されている校語に従って補ったものである。「成陽靈臺碑」の銘文は、乾隆五十四年（一七八九）に刊刻されている翁方綱『兩漢金石記』卷十六に収録されており、翁氏は問題の箇所について、「洪闕二字。今見拓本、似不積二字」と注し、自身の所藏に係る拓本を参照すると「不積」の二字が読み取れることを説いているから、當時、「成陽靈臺碑」の拓本が流通していたことは確實である。
- 『寰宇訪碑錄』卷一「成陽靈臺碑」を見ると、「按石已佚、舊在山東濮州」とあるように、この碑石は既に失われており、續いて所在に關しては「浙江錢塘黃氏藏本」と表示されているから、拓本を所藏している黃易が作成した雙鉤本が孫星衍の手元にあり、嚴可均はそれを利用したと推測される。
- (四) 『積古齋款識』の實質的な編纂作業が阮元から委囑を受けた朱爲弼（字は右甫）によって擔われたことは、この書物に對する阮氏の序文に、「平湖朱氏右甫、酷嗜古金文字、且能辨識疑文。……余以各揚本屬之、編定審釋之」とあることから窺われる。内藤湖南は、清代における金石學の重要な成果をいくつか挙げた後「尤もこれらの著述は大部分その幕客の學者の手になつたもので、畢沅や阮元その人の努力のみによつて出来たものでない」（『支那史學史』第十二章「清朝の史學」第十七節「金石の學」、『内藤湖南全集』第十一卷、似頁、筑摩書房、一九九七年）と述べ、これらの多くが幕友の働きによるものであることを説明している。
- (五) 阮序の關連部分を示すと以下の通り。
友人之與余同好者、則有江侍御（德暈）、朱右甫（爲弼）、孫觀察（星衍）、趙銀臺（秉冲）、翁比部（樹培）、秦太史（恩復）、朱

學博(葆醇)、錢博士(坵)、趙晉齋(魏)、何夢華(元錫)、江鄭堂(藩)、張解元(廷濟)等。各有藏器、各有搨本、余皆聚之、與余所自藏自搨者、集爲鐘鼎款識一書、以續薛尚功之後。

(六) 『全上古』卷十三、闕名「散氏鬲銘」(9599)では、銘文中の「覲」字に關して、嚴可均は「舊釋」では「覲」字に作っていることを指摘しているが、『積古齋款識』卷八「散氏盤」ではこの字を「竟」字に比定しており、この「舊釋」は別人の釋文を指している。孫星衍『續古文苑』卷一「周西宮襄戎父盤銘」の釋文を見ると、該當の文字を「觀」字に作っているため、この事例に關しては、「舊釋」は孫氏の校釋を指していることがわかる。

(七) 孫星衍は、「甝叔旅鐘」を得たことを「得周甝叔鐘歌次韓昌黎石鼓詩韻」詩(『芳茂山人詩錄』卷六)に詠んでいる。「甝叔大夾鐘」は、白川靜『金文通釋』3「上」一五五「甝叔旅鐘」(『白川靜著作集』別卷、平凡社、二〇〇四年)によると、同鐘七點の傳世が知られる。白川氏は數多の碑帖・目錄・研究書類を調査した上で、『金文通釋』の中に二百四十九種(關連器を含んでいない數)の青銅器資料について、その收藏・著録・考釋・器制を始めとする解説を施している。

(八) 孫星衍『問字堂集』卷一「湖北金石詩序」に、「子進……又爲予校輯寰宇訪碑錄」とあるのによると、嚴觀(生卒年未詳。子進はその字)も編纂に協力しているようである。孫氏は嚴觀の父長明(二七三〜一七八七)の幕友仲間であり、畢沅幕府において一緒に『關中金石記』の編纂作業に従事したことがある。

(九) 『支那史學史』第十二章「清朝の史學」第十七節「金石の學」(『内藤湖南全集』第十一卷、420頁)。

(一〇) 『金石萃編』自序には、「嗚呼、余之爲此、前後垂五十年矣。海内博學多聞之彦、相與摩挲參訂者、不下二十餘人。咸以爲欲論金石、取足於此、不煩他索也」と記されている。『續修四庫全書提要』史部「金石萃編(通行本)」(柯劭忞擔當)では、「此書廣搜博采、不愧集金石之大成」と稱している。

(一一) 洪氏と孫氏との關係の變遷については、拙稿「清代の幕府と學術交流——許慎の官銜をめぐる議論を中心として——」(『北海道大學文學研究科紀要』第百七號、二〇〇二年)の第六節(口)「孫星衍と洪頤煊・臧庸」において詳論した。

(一二) 注(一一)所掲拙稿を參照。

(一三) 『平津館金石萃編』卷二「戚伯著碑」に載せられている孫星衍の按語「嘉慶丙寅、仲弟星衡、得於都門。嚴孝廉記隸釋有此、始辨出之」から、この拓本は、嘉慶丙寅十一年(一八〇六)、孫星衍の弟星衡が京師で入手したもので、嚴可均が『隸釋』に収録されている

ことを思い出したため、素性が判明したのである。

對して「營州刺史高貞碑」は、嚴可均が「金石家未著于錄、孫伯淵觀察、始得之衛河第三屯」（『鐵橋金石跋』卷一「贈營州刺史高貞碑」）と稱しているように、孫星衍が発見したものである。その時期は、張紹南『孫淵如年譜』嘉慶十年條に、「得北魏高貞墓碑於衛河第三屯」と記されている通り、嘉慶十年（一八〇五）である。

（一四）『四録堂類集』は嚴可均が自身の著述、全千二百卷分について、『全上古』七百四十六卷を含め既刊・未刊を問わず収録した全集であり、全集自体は未刊。その細目は、嚴可均『鐵橋漫稿』卷三「荅徐星伯同年書」に示されている。

（一五）『孫氏祠堂書目』内篇卷三、金石第八には、「平津館金石萃編二十卷（星衍及嚴可均撰）」とあり、『孫淵如年譜』嘉慶十四年條には、「先是、與嚴孝廉可均、校集所藏周秦漢晉六朝唐宋碑文、爲金石萃編」とあつて、共撰であることが示されているのに對して、『鐵橋漫稿』卷三「荅徐星伯同年書」所掲の『四録堂類集』目録には、「平津館金石萃編二十四卷、續編四卷、再續二卷、三續一卷（可均撰）」とあり、嚴可均の自撰であることが示されている。卷一「孔子觀延陵君之子葬題字」には、嚴可均の校語の後に、かなり長文の孫星衍の校語が續いており、この書物に對する孫星衍の直接的な關與は疑いを容れない。

このように、幕府の關係者による著述に關しては、時折、著作權上の問題が見られる。この點に關しては、自作と代作の線引きの問題を含めていざれ論じる豫定である。

（一六）長垣本は、その後、東京臺東區の書道博物館の所有に歸しており、二玄社（『書跡名品叢刊』第二集・第七十一回配本。初版：一九六一年）からそのコロタイプ本が出ている。

（一七）阮元は『金石十事記』（『學經室三集』卷三）において、自身の金石學方面における十大事件を記しており、「西嶽華山廟碑」の入手もその一つに數えている。

（一八）清代の幕友の收入に關しては、前掲拙稿「清代の幕府と學術交流——許慎の官銜をめぐる議論を中心として——」第六節「臧庸と洪頤煊が置かれていた境遇」において論じた。

（一九）嚴可均が阮元の京寓に滞在した日數や雙鉤した資料については、記録によって相違がある。

（二〇）この事實は、錢大昕によって、『潛研堂金石文跋尾』卷一「司隸校尉楊淮碑」において指摘されている。なお、錢氏の見解によると、洪适が示している碑文は、自身で碑石のある所に向いて確認してあるとは限らないようである（『潛研堂金石文跋尾』卷一「司隸

校尉魯峻碑」ほか)。

(二二) 原文は左の通り。現代語譯については、小野和子氏の譯(『清代學術概論——中國のルネッサンス』183頁、平凡社、一八七四年)に従った。

金石學之在清代又彪然成一科學也。自顧炎武著《金石文字記》、實爲斯學濫觴。繼此有錢大昕之《潛研堂金石文字跋尾》、武億之《金石三跋》、洪頤煊之《平津館讀碑記》、嚴可均之《鐵橋金石跋》、陳介祺之《金石文考釋》、皆考證精徹。

(二三) 盧見曾が幕府を構えて、様々な學術活動を展開したことは、尚小明『學人游幕與清代學術』第二章第二節「乾嘉時期重要學人幕府」第一項「盧見曾幕府」(社會科學文獻出版社、一九九九年)を參照。

(二四) この點に關しては、拙稿「清代知識人の游幕と科學に關する初歩的考察」(『中國哲學』第三十三號、北海道中國哲學會、二〇〇五年)において論じた。

〔附記〕

本稿は、科學研究費基盤研究(C)「清代における幕府と學術の關係について」(課題番號・15520035)による研究成果の一部である。

本稿で使用した石刻關連諸資料は、『石刻史料新編』(臺灣新文豐出版公司)所收のものが多くを占める。本叢書の利用は、北海道大學大學院文學研究科伊東倫厚教授から提供された格別なる便宜によって實現したので、ここに記して深甚なる謝意を表す。